

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する運営規程

2016/08/03 Rev. 1.00

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

目次

1. 総則	1
1.1 目的.....	1
1.3 適用範囲.....	1
2. 認証業務	1
2.1 組織.....	1
2.2 認証申請.....	1
2.3 認証業務の流れ.....	1
2.4 申請者が製品開発元またはサービス運用事業者で無い場合の取り扱い	1
2.4.1 OEM 製品	1
2.4.2 他社製品を組み込みまたは連携させている製品.....	1
3. 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証の有効範囲	2
3.1 関係法令改正	2
3.2 認証有効期間	2
3.3 ソフトウェアの変更.....	2
3.4 ソフトウェア改訂履歴の提出	2
附則ー 1	3
改訂履歴	3

1. 総則

1.1 目的

この規程は、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する基本規程の基に、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度の業務を行うために必要な組織並びに認証業務の運営の方針および手順について定めるものである。

1.3 適用範囲

本認証制度は日本国内にのみ適用するものであり、認証ロゴが表示されたスキャナ保存ソフトが国外に販売された場合は、協会は関知しない。

2. 認証業務

2.1 組織

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会（以下、認証審査委員会とする）、評価機関および事務局より構成する。

2.2 認証申請

認証申請は、所定の形式の申請書に、日本語で書かれたものに限定する。

2.3 認証業務の流れ

認証業務の流れを図－1、図－2 及び図－3 に示す。

2.4 申請者が製品開発元またはサービス運用事業者で無い場合の取り扱い

2.4.1 OEM 製品

申請者以外の企業が開発したスキャナ保存ソフトまたは申請者以外の企業が運用するスキャナ保存サービス（以下、他社ソフト）を、自社ブランド製品または自社サービス（以下、自社ソフト）として販売している場合で、そこで使用している製品が、すでに認証製品と同じであっても、同一製品またはサービスとみなさない。

2.4.2 他社製品を組み込みまたは連携させている製品

他社ソフトを自社ソフトに組み込みまたは連携させている場合、自社ソフトとして認証を受けることができる。ただし、自社ソフトが認証を受けても、そこで使用している他社ソフトは認証されたとみなさない。

3. 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証の有効範囲

3.1 関係法令改正

本認証は、電子帳簿保存法および関係法令の改正年度毎に審査を行う。

電子帳簿保存法および関係法令が改正された場合、再度本審査を受ける必要がある。

3.2 認証有効期間

本認証は、5年間有効である。認証有効期間を越えた場合は更新審査を受ける必要がある。

3.3 ソフトウェアの変更

認証時の機能維持は、メーカー/サービス事業者の責任で行う。

本認証は、認証を受けたソフトウェア製品の機能仕様が変更されない限り有効である。この仕様変更には、ソフトウェアの動作環境の追加変更、機能が正常に動作するための修正、電子帳簿保存法および関係法令に定める機能と関連がない機能の追加変更、マニュアル改訂、パッケージデザイン、梱包形態の変更などは含まない。

3.4 ソフトウェア改訂履歴の提出

申請者は、認証ソフトウェアの改訂があった場合は、その改訂履歴と電子帳簿保存法および関係法令に定める機能の変更の有無を協会事務局に提出しなければならない。

協会事務局で改訂履歴を確認し、電子帳簿保存法および関係法令に定める機能の変更がある場合は更新審査を受審するよう連絡する。

附則－ 1

この規程は、2016 年 08 月 15 日より施行する。

改訂履歴

Rev.	制定日	改訂内容
1.00	2016 年 08 月 03 日	初版

図-2 認証業務フロー（更新審査）

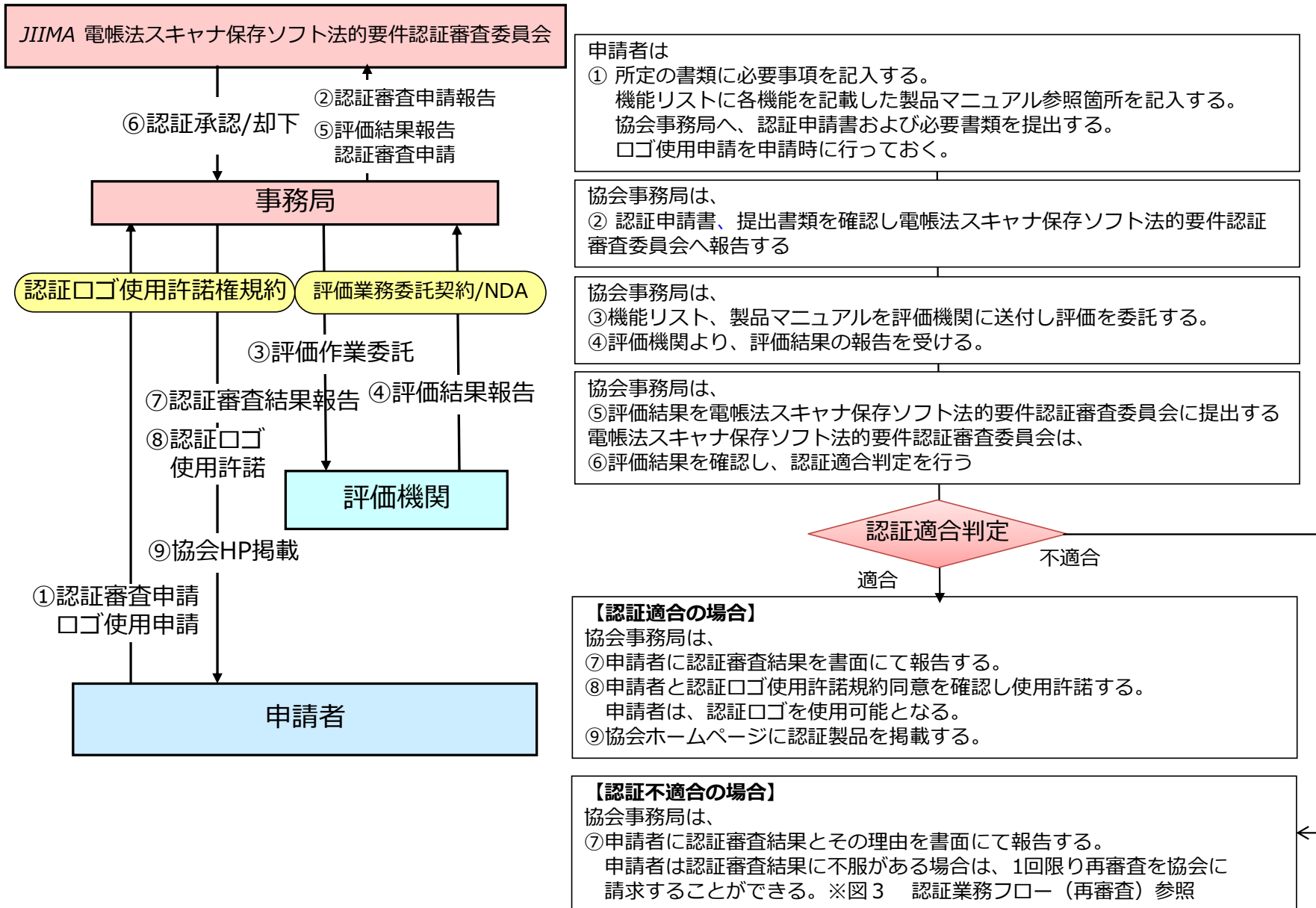


図-3 認証業務フロー（再審査）

